

8 部 分 払

■ す る (3回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
検体搬送業務	令和5年4月～ 令和6年3月	(実績)			

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 (単価代金) <p style="text-align: center;">_____別紙「搬送料金表」のとおり_____</p>
--

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
検体搬送業務		(実績)		別紙「搬送料金表」のとおり		
計						
消費税相当額						
合 計						

搬送料金表

1 搬送料金

基本料金	距離 (km)	料金(円)	追加料金	距離 (km)	料金(円)
	~ 1	1,500		1増えるごとに	

名称	単位	料金 (円)
荷物搬送料金	1 件	1,000
高速道路・駐車場使用料	1 件	実費

2 加算料金

名称	摘要
夜間割増	20:01~7:59 30%増し
休日割増	土日祝日 20%増し
荷待料金	¥500/15分
荷預かり料金	¥800/1件
キャンセル料	手配後は¥1,000、現着後は基本料金 (ただし上限額¥5,000/回)

仕 様 書

1 委託業務名

令和5年度 感染症検体等搬送業務委託（バイク便）

2 業務内容

(1) 概要

感染症に関する検体及び関連する物品等について、委託者の要請に基づき、市内の医療機関、横浜市衛生研究所、横浜市健康福祉局健康安全課、患者宅等の間を随時搬送する。

※令和5年度の搬送要請件数は新型コロナウイルス感染状況によります。

(2) 検体搬送について

- ① 要請確認後、貸与品のクーラーボックス、保冷剤及び検体搬送容器を持ち、医療機関へ向かう。
- ② 医療機関到着後、委託業者である名札を提示し、検体搬送箱を受け取る。（必要に応じ医療機関名の記載されたシールを容器に貼付する。）
- ③ クーラーボックスに保冷剤とともに検体搬送容器を収納し、所定の事項が記入された「検査依頼書」（原則、封書している。）を受け取り、衛生研究所へ向かう。
- ④ 搬送中は、衝撃等が無いよう取扱いに注意する。また、検査依頼書等に記載された患者氏名等の個人情報が見えないよう厳重に管理する。
- ⑤ 衛生研究所到着後、検体搬送容器及び検査依頼書を職員に引き渡す。
- ⑥ 必要に応じて適宜、横浜市に報告を行う。

《詳細条件》

- ア 検体搬送については、箱（別紙1）または検体搬送容器を使用することとし、搬送者の感染はないので、他の容器等による搬送は行わない。
- イ 夜間や早朝を含み、必ず連絡をとれる体制を整え、委託者からの随時の要請に複数台・即日対応できる体制を確保する。（午後8時以降の要請については、翌日の午前中の対応でも可。）
- ウ 横浜市衛生研究所に指定された時間までに搬入する。ただし、緊急等の場合については、この限りでない。
- エ 搬送検体の有無の確認は、搬入時間に間に合う時間に行う。
- オ 搬送にあたっては、原則として、1搬送車両につき3か所以内の医療機関を担当することとする。

(3) 関連する物品（パルスオキシメーター）の搬送について

- ① 要請確認後、横浜市健康福祉局健康安全課へ向かう。
- ② 横浜市健康福祉局健康安全課到着後、職員から物品を受け取る。（必要に応じ搬送先と物品の内容について読み合わせを行う。）

- ③ 要請時送付された依頼票(別紙2)に記載の搬送先へ向かう。
- ④ 搬送先到着後、依頼票(別紙2)に記載の搬送先へ架電し、搬送先が正しいことの確認及び物品を配達した旨を伝え、玄関先又は別に定められた場所へ物品を配達する。
- ⑤ 1件搬送完了ごとに、契約締結後に協議した方法で横浜市に報告を行う。

《詳細条件》

- ア 1日につき、午前便及び午後便の手配を行う。
- イ 午前便についてはおおよそ15時45分までに、午後便についてはおおよそ21時15分までに全て搬送を完了する。
- ウ 搬送車両数については、搬送時間が遵守されるよう受託者が調整する。

- (4) 関連する物品(その他)の搬送について
委託者の随時の要請に応じて、バイオメーラーや培地等、関連機関間の搬送を行う。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(土曜日、日曜日、祝日を含む。)

4 搬送方法

オートバイ等の車両による搬送とする。
なお、搬送のコースについては、受託事業者が決定することとする。

5 搬送に関する経費

- (1) 搬送に関する経費については、「搬送料金表」(単価表)(基本料金とは別に、夜間・休日(日祝祭日)の割増、高速道路通行料金等を算出)により、検体及び関連する物品を受領した場所から搬送先までの実績の距離により算出する。なお、数か所の搬送先を経由した場合、又は関連機関間の搬送については、経由した実績の距離により算出することとする。
- (2) 搬送にあたり、高速道路及び駐車場を使用した場合は、その領収書を請求書に添付することとする。なお、経費(高速道路及び駐車場の使用料)の執行にあたっては、実績払いとすることとし、委託者に連絡の上、事前に了承を得ること。
- (3) 搬送にあたり、かかった距離については、請求書及び運賃請求票に明記することとする。
- (4) 搬送料金について加算・減算等が生じる場合は、「搬送料金表」(単価表)の「加算料金等」により算出し、請求書に明記することとする。
- (5) 医療機関に対する連絡、横浜市に対する報告及び搬送に関する物品の管理に係る経費は受託者の負担とする。
- (6) 経費の支払いは、1か月間の実績をもって支払うこととする。

6 貸与品

横浜市から検体搬送用のクーラーボックス、保冷剤、検体搬送容器、消毒薬及び必要に応じて消耗品等を事前に貸与する。

なお、委託期間終了後、貸与品は横浜市に返納することとする。

7 積荷の破損や検体の漏えい等の事故発生時の対応

検体等を運搬する者は、積荷の破損や検体の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに委託者に連絡し、その指示に従うものとする。また、感染症まん延防止のため必要があると判断された際には、検体等を運搬する者は、委託者の指示のもと必要な消毒作業を行う。

前述の消毒に必要な薬剤等（アルコール（濃度 70 パーセント以上 95 パーセント以下のエタノール）又はこれと同等以上の効果を有する薬剤等）は受託者が準備し、検体等を運搬する車両に搭載する。

8 その他

上記以外の対応については、横浜市健康福祉局健康安全課と受託事業者とで協議することとする。



